

秦野市介護保険条例の一部を改正することについて

秦野市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

介護保険法施行令の一部改正により、令和7年度税制改正に伴う給与所得控除の最低保障額の引き上げによる介護保険料への影響を考慮し、令和8年度における65歳以上の被保険者の保険料率の算定方法を令和7年度税制改正前と同様とする特例を設けるとともに、住民税の非課税の範囲内で就労する者に係る特例減免を設けるため、改正するものであります。

秦野市介護保険条例の一部を改正する条例

秦野市介護保険条例（平成12年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表第6号ア中「以下この項において「合計所得金額」という」を「以下「合計所得金額」という」に改める。

附則第16項中「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得」を「給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。附則第19項から第22項までにおいて同じ。）」に改める。

附則に次の6項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 19 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（同項の表第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同表第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下「合計所得金額」という。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その合計

所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、その給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から

550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)とする。

20 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上

1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(同項の表第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同表第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下「合計所得金額」という。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、その給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

21 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上

1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(同項の表第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア

及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同表第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下「合計所得金額」という。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、その給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、その給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表によりその金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

22 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、その第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、その該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年

度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上

651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上

1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上

1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額からその給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下この項において「改正前の所得税法別表第5」という。）の給与等の金額として、改正前の所得税法別表第5によりその金額に応じて求めた改正前の所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上

651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）第10条で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上

1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い秦野市市税条例第10条で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上

1, 900, 000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い秦野市市税条例第10条で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650, 000円から、同年中の給与等の収入金額からその給与等の収入金額を改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、改正前の所得税法別表第5によりその金額に応じて求めた改正前の所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

23 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、その第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、その第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度の保険料の減免の特例)

24 第10条第1項の規定にかかわらず、市長は、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、附則第19項から前項までの規定により令和8年度の保険料の算定において保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例又は保険料率の算定に関する基準の特例の適用を受ける者のうち、規則で定める者の保険料を減免することができる。この場合において、市長が必要と認めるときは、同条第2項の規定を適用しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号 秦野市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新			旧		
(保険料率等)			(保険料率等)		
第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における、法第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項各号に掲げる区分に応じる割合及び保険料率は、次の表のとおりとする。			第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における、法第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項各号に掲げる区分に応じる割合及び保険料率は、次の表のとおりとする。		
区分	割合	保険料率（年額）	区分	割合	保険料率（年額）
(略)			(略)		
(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条	1. 2	85,680円	(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条	1. 2	85,680円

の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

附 則

1-15 (略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する特例)

16 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に給与所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得をいう。附則第19項から第22項までにおいて同じ。)又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係

の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下この項において「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

附 則

1-15 (略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する特例)

16 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定につい

る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（同項の表第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同表第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（その額が零を下回るときは、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

17・18 （略）

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

19 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以

ての第4条第1項（同項の表第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同表第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（その額が零を下回るときは、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

17・18 （略）

上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(同項の表第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同表第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下「合計所得金額」という。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、その給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、そ

の合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

20 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（同項の表第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同表第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下「合計所得金額」という。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、その給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に

100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

21 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（同項の表第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同表第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下「合計所得金額」という。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に

規定する合計所得金額をいい、その合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、その給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、その給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表によりその金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

22 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、その第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、その該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して

得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額からその給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下この項において「改正前の所得税法別表第5」という。）の給与等の金額として、改正前の所得税法別表第5によりその金額に応じて求めた改正前の所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）第10条で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い秦野市

市税条例第10条で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い秦野市市税条例第10条で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額からその給与等の収入金額を改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、改正前の所得税法別表第5によりその金額に応じて求めた改正前の所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

23 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、その第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、その第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度の保険料の減免の特例)

24 第10条第1項の規定にかかわらず、市長は、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員につい

て、附則第19項から前項までの規定により令和8年度の保険料の算定において保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例又は保険料率の算定に関する基準の特例の適用を受ける者のうち、規則で定める者の保険料を減免することができる。
この場合において、市長が必要と認めるときは、同条第2項の規定を適用しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

秦野市介護保険条例の一部を改正することについて

1 条例改正の趣旨

令和7年度税制改正において、給与所得控除（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項に規定する「給与所得控除」をいう。）の最低保障額について、55万円から65万円に10万円引き上げる見直し（以下「令和7年度見直し」という。）が行われました。

この結果として、令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満である者の一部については、合計所得金額が減少することで被保険者本人が非課税者となるなど、被保険者の標準段階に移動が生じます。

第1号被保険者の介護保険料（以下「第1号保険料」という。）においては、市町村民税の課税状況や合計所得金額等を算定基準としていることから、令和7年度見直しに伴い、現在の第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）における保険料収入が減少する可能性があります。

このため、保険者の責めに帰さない保険料収入不足をできる限り防止する観点から、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）において、第1号保険料の算定に当たり、令和7年度見直し前と同様の判定となるよう特例を設ける改正が行われたことに伴い、秦野市介護保険条例の一部を改正するものです。

2 条例改正の内容

第1号保険料の所得段階（※1）を判定する際に、令和7年度見直しの影響により、第1号保険料の所得段階に移動が生じる第1号被保険者については、施行令の規定に従い、令和7年度見直し前と同様の判定となるよう、

「保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例」及び「保険料率の算定に関する基準の特例」並びに「保険料の減免の特例」を設けるものです。

(1) 保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例

給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額について、改正前の施行令に基づき算定した合計所得金額に引上げ額（※2）を加算した額を用います。

(2) 保険料率の算定に関する基準の特例

令和7年度見直しの影響により、市町村民税課税の有無が変わり得る第1号被保険者及び世帯内にその課税有無が変わり得る者がある第1号被保険者については、第1号保険料の所得段階の判定に当たり、令和7年度見直し前の給与所得控除の算定方法を用いた判定となるよう、次の処置を行います。

ア 市町村民税世帯非課税者の判定に際し、世帯内に令和7年度見直しの影響により、令和8年度に非課税となった者がいる場合には、その者は同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

イ 本人非課税者の判定に際し、令和7年度見直しの影響により、その者が令和8年度に非課税となった者に該当する場合には、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(3) 保険料の減免の特例

令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、令和8年度の保険料の算定において、令和7年度見直しによる影響を受ける者のうち、規則で定める者の保険料を減免できるものとします。

この場合において、市長が必要と認めるときは、申請書の提出を省略します。

(※1) 第9期介護保険事業計画期間における第1号保険料について、国では、標準段階を1～13段階と定めています。本市では、地域の実情に合わせ負担を公平にするために、施行令第39条に基づき、1～16段階と更に区分けして所得段階として定めています。

(※2) 令和7年度税制改正により、給与所得控除について最大で10万円引き上げられた額をいいます。

※ (1) 及び (2) の処置は、令和8年度分の第1号保険料の算定にのみ適用します。また、令和8年度分の第1号保険料の賦課期日において、本市に住所を有する者であり、かつ令和8年度分の地方税法で規定する市町村民税の賦課期日において、本市に住所を有する者に限ります。そのため、住所地特例制度の対象者や転入者等については適用しません。

3 施行期日

令和8年4月1日